「在宅ネットあらお」ネットワーク情報利用規則

（目的）

 第１条 この規則は、在宅ネットあらおが収集した介護保険事業所・薬局・歯科に関する情報一覧（以下「情報一覧」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

（利用事業者）

 第２条 利用事業者とは、この規則の順守に同意し、定めるＩＤ、パスワード等を付与された者をいう。

２ 利用を希望する事業者は、利用申込書（様式第１号）を在宅ネットあらおに提出しなければならない。

 （利用事業者の責務）

 第３条利用事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

 (1) 利用事業者は、与えられたＩＤ番号及びパスワード（以下「ＩＤ番号等」という。）を適切に管理するとともに、ＩＤ番号等の利用許可を受けた事業者の職員以外に利用させてはならない。

(2) 情報一覧を通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明、介護等相談、在宅療養相談等の目的での利用、閲覧以外は、複製・公開・提供してはならない。

(3) 利用者は、情報一覧を利用するに際し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５ 月３０日法律第５７号）などの関係法令を遵守しなければならない。

（利用時間）

 第４条 情報一覧の利用は、24時間365日常時可能とする。ただし、定期的な保守を行うときは、 利用者に対してネットワークを通じ、事前に通知した上で運用を停止し、不定期に必要となった保守点検・修理を行うときは、予告なく運用を停止するものとする。

 （苦情等処理）

 第５条 ネットワーク情報の利用により生じた苦情等については、在宅ネットあらおに報告し、必要に応じて荒尾市在宅医療連携推進会議で協議を行い、対策を講じるものとする。

 （情報の利用）

 第６条 ネットワーク情報を学会での発表等に利用する場合は、在宅ネットあらおの承認を得るものとする。

（情報の更新）

第７条　事業所情報に変更がある場合は、情報変更申出書（様式第2号）により、在宅ネットあらお事務局に情報の更新を申し出るものとする。在宅ネットあらお事務局は、遅滞なく情報の更新を行い、更新の確認を申出た事業所に依頼し、相互に確認するものとする。

（情報の削除）

第8条　利用事業所は、ネットワーク情報から当該事業所の情報の削除を申し出は、情報の削除申出書（様式第3号）により、在宅ネットあらお事務局に申し出るものとする。在宅ネットあらおは申出書受理後、遅滞なく当該事業所の情報を削除する。削除と同時に、当該事業所はこのネットワーク情報の利用はできないものとする。

 （補足）

 第９条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附則 １ この規則は、平成 28 年 2月1 日から施行する。